

議事要旨(4) 公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」に寄せられたコメントへの対応

冒頭、小賀坂副委員長より、公開草案「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「本公開草案」という。)に寄せられたコメントへの対応の審議を行う旨が説明され、続いて、前田ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

適用初年度の期首の影響額の取扱い

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 本公開草案第 49 項の修正文案は、表面上は、本公開草案から大きく変更していると考えられるが、再公開草案の必要はないか。また、今回の修正文案は、適用初年度の開示にどのような影響を与えるか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 今回の修正文案は、実務上の判断に配慮して対応したものであり、公開草案の内容と考え方は基本的に変更していないため、再公開草案の必要はないと考えている。
- 適用初年度の開示として、本公開草案の修正文案の第 49 項(3)①②③による影響額が開示されることになる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 事務局提案において、会計方針の変更として取り扱う項目には、本来、監査委員会報告第 66 号においても認められるべきものが、過去の硬直的な運用により認められていなかったものがあると考えられるので、再検討する必要があると考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- (分類 3)に該当する企業で、5 年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異で合理的に説明できる場合に回収可能性があるとする取扱いは、過去の硬直的な運用を見直したものであるため、会計方針の変更として取り扱うことに疑問があり、再検討する必要があると考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 事務局提案は、意見が分かれている中での解決策と理解しているが、実質的な内容を変更しているものかどうかを検討したうえで、会計基準において特定するのは困難な作業であると考ええる。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 仮に、事務局提案の項目を会計方針の変更として取り扱わなければ、それらはすべて当期純利益を増加させる方向に作用するものであり、株価収益率の基礎となる一株当たり利益に影響を及ぼすことになる。適切に期間損益を表すことを重視する観点から、監査委員会報告第 66 号を実質的に変更したと考えられる箇所を特定して、経過的な取扱いとして定め、会計方針の変更とする案は、実務を考慮した一つの解決策であると考ええる。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 容易に判断可能な範囲で会計方針の変更の範囲を明確にする方がより良いと考えた結果、このような提案をした。会計方針の変更に該当するかどうかの判断の困難さと、実務上の操作性のバランスを考慮して検討する必要があると考えている。

早期適用の取扱いについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 作成者や監査人が十分に理解のないまま早期適用すると、実務上、混乱する可能性があるため、早期適用を認めるにしても理解を深めた上で適用すべきと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 会計方針の変更に該当する項目を限定する事務局提案により、相当程度実務上の困難さを減少させることができると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案は、従来の取扱いを改善する目的で検討しており、期末の経済実態を適切に表示するためにも早期適用を認めるべきと考える。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 事務局提案によると、会計方針の変更として取り扱う項目は限定されることから、早期適用を認めても実務において大きな混乱は生じないと考え、事務局提案に賛成する。

コメント対応表について

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 127 番のコメントへの対応に関して、スチュワードシップが注目されている現在の環境に配慮すると、業績予測の要件として「適切な権限を有する機関の承認」を加えることに賛成する。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 取締役会において業績予測に関する数値を保証しているわけではなく、取締役会の

承認を業績予測の要件とすることは、会計基準のルールとしてなじまないと考える。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 各々の会社で適切な内部統制が整備されている状況を配慮した上で、本公開草案に対するコメントへの対応として「適切な権限を有する機関の承認を得た」という文言を入れることとした。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 27 番のコメントへの対応として、損益計算書上、営業損益項目の区分のない企業の取扱いについて具体的な考え方を明示するか、もしくは、従来の経常的な損益の安定性により判断にする場合と結論は変わらないということを強調する必要があると考える。
- 同じく 27 番のコメントへの対応として、会計上の利益よりも課税所得の方が適切であり、課税所得に基づく要件に変更した場合に分類が変更される可能性はないとは言えないと記載しているが、意図している内容は従来と同じである旨の記載が良いと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご意見を踏まえて、コメント対応案を再検討する。

以 上